

「基礎法学と要件事実・講演会」を開催しました。



平成 29 年 11 月 25 日（土）創価大学において、法科大学院要件事実教育研究所主催による「基礎法学と要件事実・講演会」が開催されました。

本研究会では、吉良貴之講師、飯田高准教授、河村浩判事を講師としてお迎えし、基礎法学について要件事実論的視点から講演が行われました。また、コメンテーターとして、陶久利彦教授、渡辺千原教授からコメントがなされ、それらを踏まえて質疑応答も行われました。

開会の挨拶 加賀譲治 創価大学法科大学院研究科長

本日の進行予定説明 伊藤滋夫 法科大学院要件事実教育研究所顧問

講演 1 吉良貴之 創価大学非常勤講師

「要件事実の存在論と認識論」

講演 2 飯田高 東京大学社会科学研究所准教授

「立証責任の分配基準を求めて：法と経済学の視点から」

講演 3 河村浩 東京高等裁判所判事

「法の解釈において基礎とされるべきもの

－要件事実の決定における実務家の悩み」

コメント 1 陶久利彦 東北学院大学法学部教授

コメント 2 渡辺千原 立命館大学法学部教授

質疑応答

閉会の挨拶 島田新一郎 法科大学院要件事実教育研究所長

総合司会 伊藤 滋夫

なお、この講演会の内容は、2018 年 3 月日本評論社より公刊されます。